（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第四十六条　第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければならない。

一～六　（略）

七　土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている実施措置

八　土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

九　事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

十　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、第四十八条第二項第五号、第四十九条第一項第六号、第五十一条第一項第十号、第五十二条の二第二項第三号及び第五十二条の四第一項第七号において同じ。）をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面

二　土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

三　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

3　都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条　法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十三号までに該当するものにあってはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

第四十八条　法第十二条第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～四　（略）

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第四十六条　第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければならない。

一～六　（略）

七　土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

（新規）

（新規）

（新規）

2　都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条　法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第九号から第十一号までに該当するものにあってはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第九条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

第四十八条　法第十二条第一項の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一～四　（略）